

# 「中国におけるデザインの保護戦略と模倣対策」

## ～中・日の意匠出願実務、意匠の類否等の対比と侵害対策～

2011年度の中国の意匠出願件数は52.1万件、日本は30,739件で、この件数の差は、日本企業が中国で事業展開する上で極めて重要な意義があります。

今や、中国において、直接または間接的に事業を行っていない日本企業は皆無と言っても過言ではない程、経済活動上、中国は日本企業にとって欠くことのできない国であります。

中国のデザインに関しては、単に出願件数が多いのみならず、最近では日本企業も含め、外国企業を提訴する事件が急増しています。このような状況下においては、中国デザイン法をより良く知った上で、出願実務や模倣対策、さらには企業の侵害リスク回避策を検討しなければなりません。

今般、『中国デザイン関連法』を出版された著者で、日本の意匠の第一人者である講師をお招きし、中国意匠の出願実務や類否判断並びに判例などについて解説していただきます。

多数の皆様のご参加をお待ちしております。

### 【プログラム】

● 13:30～15:00

第Ⅰ部 中国の意匠出願実務とその注意点

講師：藤本昇特許事務所 パートナー 意匠部 部門長 弁理士 野村 慎一 氏

- 無審査制度
- 意匠の対象
- 願書、図面の記載方法
- 多意匠一出願
- 優先権出願
- 日本との対比

● 15:10～16:40

第Ⅱ部 中国の意匠の類否判断の考察と判例の紹介並びに侵害対策

講師：藤本昇特許事務所 所長 弁理士 藤本 昇 氏

- 物品の類否
- 意匠の類否
- 判断主体
- 最高人民法院の判断
- 日本との対比
- 侵害対策

● 16:40～17:00

質疑応答

### 【開催概要】

開催日 平成24年6月19日（火）13時30分～17時00分

開催場所 会場：大阪大学中之島センター 5階講義室507

募集人数 40名（定員になり次第締め切らせていただきます）

講師 藤本 昇 氏（藤本昇特許事務所 所長：弁理士）

野村 慎一 氏（藤本昇特許事務所 パートナー意匠部部門長：弁理士）

受講料 会員 8,000円 非会員 12,000円（テキスト代含む、消費税込み）

※注意（1）3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできません。  
（2）聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします  
（3）他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。

申込先 一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiosaka.jp/>)

電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930